第１０６号議案

議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和７年１１月２５日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

議会の議決すべき事件として定める株式会社まちづくり中野２１の株主総会における議決権の行使に係る規定並びに同社の経営状況を説明する書類の作成及び議会への提出に係る規定を廃止する必要がある。

議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決すべき事件等に関する条例（平成１７年中野区条例第７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

議会の議決すべき事件に関する条例

第２条を削る。

第１条中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条の見出し及び条名を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、会社法（平成１７年法律第８６号）第４７１条第３号に掲げる事由による株式会社まちづくり中野２１の解散の日の翌日から施行する。

（経過措置）

２　区長は、令和７年４月１日から前項の解散の日までの期間に係る株式会社まちづくり中野２１の経営状況を説明する書類（改正前の第２条の規定により議会に提出されているものを除く。）、会社法第４９４条第１項に規定する各清算事務年度に係る同社の貸借対照表及び事務報告を説明する書類並びに同法第５０７条第１項に規定する同社の決算報告を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。